

京都大学大学院教育支援機構設置準備室要項

令和3年4月13日総長裁定制定

第1 京都大学に、京都大学大学院教育支援機構（仮称。以下「機構」という。）の設置に関する事務を円滑に処理するため、大学院教育支援機構設置準備室（以下「準備室」という。）を置く。

第2 準備室は、次の各号に掲げる室員で組織する。

- (1) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。）
- (2) 国際高等教育院長
- (3) 大学院横断教育プログラム推進センター長
- (4) 総長が指名する理事 若干名
- (5) 総長が必要と認める教員 若干名
- (6) 教育推進・学生支援部長及び国際高等教育院事務長
- (7) 教育推進・学生支援部及び国際高等教育院事務部の事務職員 若干名
- (8) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第5号、第7号及び第8号の室員は、総長が委嘱する。

第3 準備室に室長、副室長及び幹事を置く。

2 室長は、第2第1項第1号の室員をもって充て、準備室の業務を総括する。

3 副室長は、室長が指名する室員をもって充て、室長を補佐するとともに、必要な連絡調整を行う。

4 幹事は、室長が指名する室員をもって充て、室長の命を受け、準備室の事務を遂行する。

第4 準備室に関する事務は、国際高等教育院事務部において処理する。

第5 この要項に定めるもののほか、準備室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、令和3年4月13日から実施する。